

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 情報セキュリティ基本方針

令和8年3月9日
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
(札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10)
理事長 本間 芳明

1. 目的

本方針は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「協会」という）が保有する情報資産を、情報漏洩、不正アクセス、改ざん、紛失等の脅威から保護し、社会的信用と事業の継続性を確保することを目的とします。すべての役員および職員（以下「職員等」という）は、本方針および関連する管理規程を遵守し、情報セキュリティの維持に努めます。

2. 情報セキュリティに関する基本原則

(1) 法令・規範の遵守

情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、ガイドラインおよび契約上の要求事項を遵守します。特に個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）および関連法令を厳守します。

(2) 情報資産の保護

情報資産の機密性、完全性、可用性（注）を維持し、適切な管理策を講じます。

(3) 情報セキュリティリスクアセスメントへの対応

情報セキュリティリスクに対し定期的な点検を行い、特定、分析、評価したリスクに対し、組織的、人的、物理的、技術的な観点から適切な対策を講じます。

(4) 継続的改善

情報セキュリティ体制を確立し、本方針を定期的、継続的に見直し、改善を行います。

（注）機密性：情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

完全性：情報が破壊、改ざん、または消去されていない状態を確保することをいう。

可用性：情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

※出典：総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和6年10月版）

3. 組織体制と責任

(1) 情報セキュリティ最高責任者

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ対策の最終的な責任を負います。

(2) 推進部門

情報セキュリティ対策を推進し、管理するための組織、体制を確立し、その役割、責任等を定めます。

(3) 職員等の義務と責任

すべての職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、本方針および関連する規程を遵守する義務と責任を負います。

4. 適用範囲

(1) 対象者

本方針は、協会すべての職員等に適用します。

(2) 外部委託先の管理

業務のすべて、または一部を外部に委託する場合、委託先に対しても本方針に準ずる情報セキュリティ対策の実施を求め、契約等を通じて適切な監督を行います。

5. 情報資産の取扱いと対策

(1) 情報資産の分類と管理

協会の情報資産をその重要性に応じて適切に分類し、分類に応じた管理策を講じます。特に個人情報および特定個人情報については、別に定める「個人情報保護規程」および「特定個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理します。

(2) セキュリティ対策の実施

情報資産を脅威から保護するため、以下の対策を講じます。なお、具体的な基準や手順については、別途「情報セキュリティ管理規程」において定めます。

組織的対策：セキュリティ対策を推進するための組織体制と規程等の整備

技術的対策：不正アクセス、マルウェア等の技術的脅威に対する措置

物理的対策：情報資産の盗難、紛失、破壊等を防ぐための物理的な措置

人的対策：職員等に対する定期的な教育・訓練の実施

6. インシデント対応

情報セキュリティインシデントの発生、またはその疑いがある場合に備え、迅速な報告体制および緊急時対応手順を確立します。万が一の発生時には、被害の拡大防止、迅速な復旧および関係機関への報告を行い、再発防止に努めます。

7. 違反時の対応

本方針、情報セキュリティ管理規程および各種法令ならびに関連規程に違反した職員等については、その重大性や発生した事案の状況に応じ、就業規則等の定めるところにより厳正に対処します。

8. 公表

本方針は、協会のウェブサイト等を通じて広く公表します。ただし、情報セキュリティに関する具体的な対策基準や実施手順等は機密情報であるため、非公開とします。

以上